

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>他方、高齢化の進展に伴い、<u>自家用自動車</u>を運転できない高齢者等の移動手段としての公共交通の重要性が増大しており、こうした地域においては、<u>地方公共団体</u>をはじめとして交通に関わる様々な主体が相互に協力し、地域が一体となって交通網を形成することが不可欠となっている。</p> <p>(略)</p> <p>二 地域公共交通網形成計画の作成に関する基本的な事項</p> <p>1 地域公共交通網形成計画の記載事項</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 形成計画の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>その際には、新たに実施する事業や公的支援を伴う事業のみならず、<u>既存路線の維持</u>といった継続的な<u>取組</u>や、公的支援を伴わない民間事業者による自主事業も含めて、形成計画の目標達成のために必要となる事業を可能な限り網羅的に記載することが望まれる。各種事業が相互に連携して相乗効果を創出し、その利便性及び効率性の向上が図られるよう、地域の関係者間で十分な調整を行い、事業間の整合性を確保することが重要である。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>他方、高齢化の進展に伴い、<u>自家用自動車</u>を運転できない高齢者等の移動手段としての公共交通の重要性が増大しており、こうした地域においては、<u>自治体</u>をはじめとして交通に関わる様々な主体が相互に協力し、地域が一体となって交通網を形成することが不可欠となっている。</p> <p>(略)</p> <p>二 地域公共交通網形成計画の作成に関する基本的な事項</p> <p>1 地域公共交通網形成計画の記載事項</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 形成計画の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>その際には、新たに実施する事業や公的支援を伴う事業のみならず、<u>既存路線の維持</u>といった継続的な<u>取り組み</u>や、公的支援を伴わない民間事業者による自主事業も含めて、形成計画の目標達成のために必要となる事業を可能な限り網羅的に記載することが望まれる。各種事業が相互に連携して相乗効果を創出し、その利便性及び効率性の向上が図られるよう、地域の関係者間で十分な調整を行い、事業間の整合性を確保することが重要である。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>

(略)

三 地域公共交通特定事業その他の形成計画に定める事業に関する基本的な事項

1 地域公共交通特定事業について

(略)

(1) (6)

(7) 地域公共交通再編事業に関する留意事項

地域公共交通再編事業については、地域全体の公共交通をネットワークとして総合的に捉え、コンパクトなまちづくり等の地域戦略との一体性を確保しつつ、公共交通の利便性及び効率性の向上を双方のバランスを取りつつ図ることで公共交通網の持続可能性を向上させることを念頭に置いて、実施することとする。この場合において、当該事業を実施する区域内の既存の公共交通サービスについて、路線、運行回数・時刻、運賃、乗継ぎ、情報提供等のサービス内容を具体的かつ網羅的に検証し、公共交通網の面的な再構築を行うことが必要となる。具体的には、都市機能へのアクセスを確保するための幹線交通の形成とサービスの充実、中心部における循環型の公共交通網の形成、幹線交通と連絡した支線交通の形成と交通結節点の整備による乗継円滑化、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーなど多様な交通サービスの導入等を組み合わせつつ、住民の協力を含む関係者の連携の下、公共交通網の再構築を図っていくことが期待される。また、地域公共交通再編事業を実施する区域においては、当該事業の実施期間中、実施主体たる公共交通事業者、地方公共団体等は、再編実施計画に基づき、原則として、再編により実現した路線、運行回数、運賃等を内容とする公共交通サービスを持続的に提供していくことが求められる。

(略)

(略)

三 地域公共交通特定事業その他の形成計画に定める事業に関する基本的な事項

1 地域公共交通特定事業について

(略)

(1) (6)

(7) 地域公共交通再編事業に関する留意事項

地域公共交通再編事業については、地域全体の公共交通をネットワークとして総合的に捉え、コンパクトなまちづくり等の地域戦略との一体性を確保しつつ、都市機能へのアクセスを確保するための幹線交通の形成とサービスの充実、中心部における循環型の公共交通網の形成、幹線交通と連絡した支線交通の形成と交通結節点の整備による乗継円滑化、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーなど多様な交通サービスの導入等を、住民の協力を含む関係者の連携の下、図っていくことが期待される。

(略)

六 その他持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

1 関係者の役割

(略)

(1) 国の役割

① 地域の取組に対する財政的支援

国は、地域の関係者が一体となって行う持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生のための取組について必要な財政的支援を講ずることとする。

特に、地域の関係者による真摯な検討と合意の下で策定され、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画等に基づいて地域公共交通網を再構築する取組に対して、国は、重点的に支援することにより、同計画の実効性や同計画に基づく地域の主体的な取組の持続可能性を高めていくこととする。

また、国は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項第一号に規定する出資及び貸付けを活用して、公共交通事業者が、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生のための取組を行う際には、その取組が適切に進められるよう、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構並びに関係する地方公共団体及び民間事業者の連携の強化に努めることとする。

その際、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、国並びに関係する地方公共団体及び公共交通事業者等と連携しつつ、民業補完性や当該取組の中長期における収益性の確保等が図られるよう、十分な体制を構築して出資及び貸付けを実施することとする。

(2) ② (略)
(5) ④ (略)

六 その他持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

1 関係者の役割

(略)

(1) 国の役割

① 地域の取組に対する財政的支援

国は、地域の関係者が一体となって行う持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生のための取組について必要な財政的支援を講ずることとする。

特に、地域の関係者による真摯な検討と合意の下で策定され、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画等に基づいて地域公共交通網を再構築する取組に対して、国は、重点的に支援することにより、同計画の実効性や同計画に基づく地域の主体的な取組の持続可能性を高めていくこととする。

(2) ② (略)
(5) ④ (略)